

第四十三号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「昭和三十五年法律第百四十五号」の下に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加え、同条第七号中「それを濫用することにより」を「人の身体に使用された場合に」に、「認められるもの」を「認められる又は生じるおそれがあるもの（医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品、酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。）」に改める。

第六条に次の二項を加える。

- 2 医師は、診察の結果、受診者が危険薬物を吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用したことによる中毒症状を呈するものであると診断したときは、その症状その他規則で定める情報を知事に提供しよう努めなければならない。
- 3 県民は、家族、知人その他の者について、危険薬物の製造、販売等又は身体に使用したことによる健康被害に関する情報を入手したときは、知事に提供しよう努めるものとする。

第二十一条中「第十七条から前条まで」を「第二十五条、第二十六条及び前条」に改め、同条を第二十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項及び第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十二條第一項又は第三項の規定による命令（第二十一条第一項第四号に係るものを除く。）に違反した者

第二十条を削る。

第十九条中「第十一条第四号」を「第十九条第四号」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条第一号中「第十一条第一号又は第二号」を「第十九条第一号又は第二号」に改め、同条第二号中「第十四条」を「第二十二條第二項又は第四項」に、「第十三条第一項第三号」を「第二十一条第一項第十四号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条中「第十四条」を「第二十二條第二項又は第四項」に、「第十三条第一項第一号又は第二号」を「第二十一条第一項第十二号又は第十三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第十六条を第二十四条とする。

第十五条第一項中「第二条第七号に掲げる薬物」を「危険薬物」に、「第八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条第二項各号列記以外の部分中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第十二号から第十四号まで」に改め、同項第二号中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第十二号から第十四号まで」に、「同項第一号から第三号まで」を「同項第十二号から第十四号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事監視製品等の販売等の手続を命じ、又は危険薬物及び知事監視製品の回収その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第一号から第七号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告（同項第一号から第七号までに係るものに限る。）を受けたことがあるとき。

第十四条第一項中「同項第一号から第三号まで」を「同項第十二号から第十四号まで」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第二十二條とする。

知事は、前条第一項の警告（同項第一号から第七号までに係るものに限る。）に従わない者に対し、危険薬物の容器等への記載事項の記載、知事監視製品の販売等の届出、知事監視製品の販売等の際の説明書の交付若しくは誓約書の徴収、知事監視製品に関する説明書の提出若しくは改善、第十三条第七項の規則で定める事項の書面への記載若しくは当該書面若しくは誓約書の保存（以下「知事監視製品等の販売等の手続」という。）を命じ、又は危険薬物及び知事監視製品の回収その他必要な措置を採ることを命ずることができる。

第十三条第一項第六号中「第十一条第六号」を「第十九条第六号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第五号中「第十一条第五号」を「第十九条第五号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第四号中「第十一条第四号」を「第十九条第四号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第三号中「第十一条第三号」を「第十九条第三号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二号中「第十一条第二号」を「第十九条第二号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号中「第十一条第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項に第一号から第十一号までとして次の十一号を加える。

- 一 第九条第一項の規定に違反して危険薬物の容器等に同項各号に掲げる事項を記載せず又は虚偽の記載をした者
 - 二 第十三条第一項又は第九項の規定に違反して届出をしなかつた者
 - 三 第十三条第三項の規定に違反して説明書を交付せず、若しくはその内容の説明をせず、又は同条第六項の規定に違反して誓約書の提出を受けずに知事監視製品を販売し、若しくは授与した者
 - 四 第十三条第四項の規定による説明書の提出の求めに応じなかつた者
 - 五 第十三条第五項の規定による説明書の改善の指導に応じなかつた者
 - 六 第十三条第七項の規定に違反して同項の規則で定める事項を書面に記載しなかつた者
 - 七 第十三条第八項の規定に違反して誓約書又は同条第七項の規則で定める事項を記載した書面を保存しなかつた者
 - 八 第十四条第一項の規定に違反して誓約書を提出しなかつた者
 - 九 第十四条第二項の規定に違反して誓約書の内容を遵守しなかつた者
 - 十 第十五条第一項の規定に違反して誓約その他同項の規則で定める事項を記載した書面を提出しなかつた者
 - 十一 第十五条第三項の規定に違反して同条第一項の書面及び同条第二項の説明書の内容を遵守しなかつた者
- 第十三条第一項に次の一号を加える。

十八 第十九条第七号の規定に違反して危険薬物を吸入、吸引、摂取その他の人の中枢神経系に興奮等の作用を及ぼす方法によりみだりに使用した者

第十三条第二項中「第四号」を「第十五号及び第十八号」に改め、同条を第二十一条とする。

第十二条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え、同条を第二十条とする。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、危険薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（知事指定薬物及び知事監視製品並びにこれらに該当する疑いのある物を除く。）を販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で所持し、若しくは人の身体にみだりに使用した者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事監視製品若しくはこれに該当する疑いのある物を販売し、授与し、若しくは販売若しくは授与の目的で所持した者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの物を業務上取り扱う場所その他これらの行為に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十一条に次の一号を加え、同条を第十九条とする。

七 危険薬物（知事指定薬物を除く。）を吸入、吸引、摂取その他の人の中枢神経系に興奮等の作用を及ぼす方法により人の身体にみだりに使用してはならない。

第十条の見出しを「(知事指定薬物の指定の解除)」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第八条第二項本文及び第四項」を「第十六条第二項本文及び第四項」に改め、同条を第十八条とする。

第九条の見出しを「(知事指定薬物の指定の失効)」に改め、同条第三項中「第十七条から第二十一条まで」を「第二十五条から第二十九条まで」に改め、同条を第十七条とする。

第八条の見出しを「(知事指定薬物の指定)」に改め、同条第一項中「第二条第七号に掲げる薬物」を「危険薬物」に改め、「認めるもの」の下に「であつて人の身体に使用された場合に人の健康に危害が生じると認められるもの」を加え、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないとき。
 - 二 薬物の濫用を防止するための規制を定める都道府県の条例であつて規則で定めるものに基づき、前項の規定による指定に相当する指定がなされたとき。
- 第八条を第十六条とし、第七条の次に次の八条を加える。

(危険薬物の濫用者への治療等)

第八条 県は、危険薬物を濫用している者に対して治療及び社会復帰の支援を行うとともに、その家族への支援を行うものとする。

(危険薬物の販売等の手続)

第九条 危険薬物を販売し、又は授与しようとする者は、販売し、又は授与する危険薬物の直接の容器又は被包（以下「容器等」という。）に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 当該危険薬物に第二条第一号から第六号までに掲げる薬物及び第十六条第四項に規定する知事指定薬物が含まれていないことを確認していること。
- 二 当該危険薬物の成分及びその含有量

(知事監視製品の指定)

第十条 知事は、危険薬物のうち、その名称、成分、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、徳島県薬事審議会の意見を聴かななければならない。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめ徳島県薬事審議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による指定を行った後、速やかに、その旨を徳島県薬事審議会に報告するものとする。

4 第一項の規定による指定は、同項の規定により指定された薬物（以下「知事監視製品」という。）を特定できる情報、指定の理由、指定の効力発生の日その他必要な事項を公示することによって行うものとする。

（知事監視製品の指定の失効）

第十一条 前条第一項の規定による指定は、知事監視製品が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物若しくは第十六条第四項に規定する知事指定薬物に該当するに至ったとき又は知事監視製品について医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定による禁止がなされたときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事監視製品の指定の効力が失われたときは、当該知事監視製品を特定できる情報、効力が失われた理由その他必要な事項を公示するものとする。

3 第二十八条から第三十条までの規定は、第一項の規定により知事監視製品の指定の効力が失われる前にした行為についても、適用する。

（知事監視製品の指定の解除）

第十二条 知事は、前条第一項に規定する場合のほか、第十条第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は当該指定を継続することが適当でないと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

2 第十条第二項本文及び第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

（知事監視製品の届出及び販売等の手続）

第十三条 知事監視製品を、業として、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する場所ごとに知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者（以下「販売業者」という。）の氏名（法人にあつては、名称）その他規則で定める事項を公示するものとする。

3 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該知事監視製品に関する次に掲げる事項を記載した書面（以下「説明書」という。）を交付の上、その内容を説明しなければならない。

一 名称、用途及び使用方法

二 みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用してはならないことその他遵守すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、適正かつ安全な使用のために必要な情報

4 知事は、説明書の内容を確認するため、販売業者に対し、当該説明書の提出を求めることができる。

- 5 知事は、前項の規定により提出された説明書の内容が適正かつ安全な使用のために十分でないと認めるときは、販売業者に対し、当該説明書の改善を指導することができる。
- 6 販売業者は、知事監視製品を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者から、住所及び氏名（法人にあつては、所在地及び名称）、説明書の記載内容を遵守し、みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面（以下「誓約書」という。）の提出を受けなければならない。
- 7 販売業者は、知事監視製品を購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定める事項を書面に記載しておかなければならない。
- 8 販売業者は、知事監視製品を販売し、若しくは授与し、又は購入し、若しくは譲り受けた日から三年間、誓約書及び前項の規則で定める事項を記載した書面を保存しなければならない。
- 9 販売業者は、第一項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 10 販売業者は、知事監視製品を販売しなくなったとき、授与しなくなったとき、又は販売若しくは授与の目的で所持しなくなったときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 11 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出をした販売業者の氏名（法人にあつては、名称）その他規則で定める事項を公示するものとする。

（販売業者から購入等をする者の手続等）

第十四条 販売業者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けようとする者は、誓約書を当該販売業者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により誓約書を提出した者は、その内容を遵守しなければならない。

（販売業者以外の者から購入等をした者の手続等）

第十五条 販売業者以外の者から知事監視製品を購入し、又は譲り受けた者（販売業者を除く。）は、当該知事監視製品を県内で所持したときは、直ちに、住所及び氏名（法人にあつては、所在地及び名称）、みだりに吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用しない旨の誓約その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により書面を提出した者に対し、その者が購入し、又は譲り受けた知事監視製品に関する説明書を交付するものとする。
- 3 第一項の規定により書面を提出した者は、当該書面及び前項の規定により交付された説明書の内容を遵守しなければならない。

本則に次の一条を加える。

第三十条 第二十一条第一項の規定による警告（同項第八号から第十一号まで及び第十八号に係るものに限る。）に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第八条第二項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

最近におけるいわゆる危険ドラッグによる危害の発生状況に鑑み、規制の対象となる薬物の範囲を拡大するとともに、薬物の濫用を防止するための規制を強化する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。